

【短報】

制度からみた博物館

A View of Museums from the System

鷹野 光 行*

Mitsuyuki TAKANO

1. 「登録施設」「相当施設」「類似施設」

わが国の博物館を制度面から、つまり博物館法とのかかわり方で分類をすると「登録施設」「相当施設」「類似施設」の3つになる。周知のとおり、博物館法にはその第2条で「この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、民法（明治29年法律第89号）第34条の法人、宗教法人または政令で定めるその他の法人が設置するもので第2章の規定による登録を受けたものをいう。」と博物館全体に関する一般的な定義とこの法律での定義を示し、また第29条の「博物館の事業に類する事業を行う施設で、国が設置する施設にあっては文部大臣が、その他の施設にあっては当該施設の所在する都道府県教育委員会が、文部省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては第27条第2項の規定を準用する。」という条文の中に「博物館相当施設」が出てくる。博物館は教育委員会の所管事項なので、登録ができるのは教育委員会に設置されたもの、それ以外は相当施設の方に指定されるが、登録することにしても相当施設の指定についても強制的なものではない。教育委員会に設置したもの、といったが、国に

は教育委員会はないので、国立の博物館は登録はされず、相当施設の指定にとどまる。

平成5年10月1日現在の文部省による統計¹⁾では、登録施設が619館、相当施設が242館、その他、これをこの統計では博物館類似施設としてまとめているが、この類似施設が2,843館あって、全部で3,704館となり、そのうち類似施設が76.7%を占めることになる。類似施設という言い方からわかるように、文部省ではこれは博物館の統計に入れていない。しかし利用者の立場からすると見かけの上では類似施設も登録施設も同じく博物館に見える。私たちのまわりにある博物館とか資料館とかいう名のついた施設の中には、国の制度として法律できちんと位置付けられたもの、つまり登録施設と相当施設と、それ以外の類似施設としてまとめられてしまっているものがあって、後者が全体の4分の3以上を占めるのだという状況であることを把握しておく必要がある。

ところで類似施設も含めた博物館全体の利用者数は、平成4年度には2億8,300万人余りで、全国民が赤ちゃんまで含めて年に2回以上は博物館に足を運んだという計算になる。この統計は文部省が3年ごとに実施している「社会教育調査報告書」によるものだが、利用者の総数を少し前と比べてみると、3年前の平成元年度には2億4,500万人、その前の昭和61年度は2億1,080万人と、年々増えている。これは施設の数自体が増えているのだから当然といえば当然であるが、一館あたりの入館者数を見るとこれとは違って61年度が約9.5万人、元年度8.6万人、4年

* たかの みつゆき
お茶の水女子大学

度は8.0万人とむしろ館ごとには利用者は減少していく傾向にある。もっともこれもまた社会全体のいろいろなレジャー施設などの増加を考えれば人口自体はそう増えてはいないのだから、当然であるといえる（第一表）。

第一表 博物館利用者数²⁾

	昭和61年度	平成元年度	平成4年度
登録施設	46,255,731 (91,414)	53,936,218 (97,358)	55,654,920 (91,538)
相当施設	73,935,522 (336,070)	76,385,674 (336,501)	78,679,924 (336,239)
小計	120,191,253 (165,552)	130,321,892 (166,865)	134,334,844 (159,543)
類似施設	90,612,471 (60,408)	114,658,389 (55,364)	148,752,426 (55,257)
合計	210,803,724 (94,701)	244,980,281 (85,898)	283,087,270 (80,104)

() 内は一館当りの入館者数

2. 博物館の役割と類似施設

博物館の現代の社会での役割について確認しておきたい。平成4年7月には生涯学習審議会から「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」という答申が出されているが、この答申をうけて社会教育分科審議会のもとに計画部会が設置され、さらに社会教育主事、学芸員、司書の各専門委員会が設置されて平成5年の末から審議をはじめ、その意見が平成8年4月に「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について(報告)」としてまとめられている³⁾。その中の学芸員に関する章で、博物館は、「地域における生涯学習推進の中核的な拠点」で、「地域文化の創造・継承・発展を促進する機能や様々な情報を発信する機能」があり、「社会の進展に的確に対応し人々の知的関心にこたえる施設としていっそう発展することが期待」され、「情報化の進展の中で実物資料に身近に触れることができる博物館の意義」を認め、「青少年にとって実物資料等による魅力ある体験学習ができる場」であり、「学校教育以外の活動あるいは学校教育と連携し

た学習」の場である、と述べられている。ここでは博物館についてのキーワードは「生涯学習」と「情報の発信」と「実物による体験」だろうか。この報告を受けて、1996年8月28日の官報で博物館法施行規則の改定などが公示され、大学で博物館の専門的職員である学芸員の資格を取得するための科目が変更されたし、また学芸員の資格に関して国の実施する資格認定試験の受験資格の緩和や、受験すべき科目の免除についての規定の緩和の処置がとられた。この緩和の方向は大体において生涯学習の学習の成果を認めていこうという方向で考えられている。

このように期待される博物館ではあるが、今触れた博物館法施行規則などの改定の内容を検討してみると、ここで言っている博物館という言葉の指す内容は、すべて先に触れた登録施設と相当施設について適用されるだけのことだ、ということに改めて気がつく。制度上は類似施設は博物館とは言えないわけだから、文部省が博物館というときには登録・相当の施設だけをさすことになる。博物館類似施設の中には大方の頭の中に博物館というとすぐに浮かんでくるであろうような、東京・京都・奈良の国立博物館や、国立歴史民俗博物館、大阪の国立民族学博物館などの国立の大博物館や都道府県立クラスの博物館もいくつも含まれている。登録をするには一定の要件が必要だが、それを満たしていても積極的な意味で登録を受けようとしらない博物館もたくさんある。こういう状況を放置してしまっている博物館法というのはやはり問題がある。現代の規制緩和の流れとは逆行するが、「博物館」と名乗るならば一元的に一つの体系の元において全体としてとらえずにおいて、先程上げたような博物館への期待に応えさせることができるのか、何よりもこれは登録博物館だ、あれは博物館という名だけれど博物館ではない、とか、市民の視点からはいかなるものだろうか。わが国の博物館の制度の中では博物館とは登録と相当の施設だけを指すのだから、類似施設はこれに応える義務もないといってもいいのであろうか。

今なお類似施設が視野に入れられずに博物館行政が取りおこなわれている具体例を最近の事例であげておこう。以前に簡単に触れたことがある⁴⁾が、平成8年4月の社会教育分科審議会の報告を受けて8月28日に博物館法施行規則の改正などが官報で示さ

れ、その中で学芸員以外の一定の職についている人に対して、学芸員の資格を得るための国家試験の受験資格を広げる処置が示されて、これまで受験資格が認められていた相当施設や文化庁の付属機関、東京国立博物館などだが、それらの職員や学校の先生などで資料を扱う立場にある人に加えて、同じく社会教育職員である社会教育主事や図書館の司書、そして教育委員会で資料を扱い、調査研究に従事する職が加えられた⁵⁾。ところが、博物館、これは文部省で言うところの博物館、つまり登録博物館のことで、それに最も近いものであるはずの類似施設で仕事をしている人には何ら及んでいない。後で見るように確かに類似施設にもいろいろとあって、類似施設の中でも3分の1くらいが博物館として扱っても遜色ない、という想像ができるのであるが、これはまったくおかしい。類似施設も登録や相当施設の博物館と同様のはたらきをしているという現実をきちんと受け止めて全体として博物館行政を進めていってほしいものである。そのためにも、博物館としての市民権はいらない、なんていう声を上げさせないような形で博物館法自体の見直しと改正が必要なのではないか。もはや博物館は社会教育機関である、という枠に留まるものではなく、もっと広い枠組の生涯学習社会の中核的な施設、という位置付けなのであるから。

登録をしない、つまり博物館法のもとに置かれようとししない理由の一つに、教育委員会以外に設置されているから登録ができない、ということがある。例えば東京都の江戸東京博物館はもともと生活文化局という部局に設置されたもので教育委員会の所管ではなかった。しかしこういう形のものには博物館相当施設という道があるのだから理由にはならない。もっと大きいのは、法の適用をうけてもメリットは余りなくて、わずらわしいことばかりだ、例えば博物館法第17条にあるように教育委員会を通じて活動状況などを報告しなければならないとか、博物館法では博物館が社会教育施設であるという規定を設けた社会教育法を受けて作られたものであるので、博物館法のもとにあると活動面で一定の拘束を受けるから登録や相当施設とならないという理由のところもある。1996年の春、日本で最初の本格的な大学博物館ということで鳴り物入りでリニューアル

オープンした東京大学総合研究博物館は、それまで総合研究資料館といていたのを名称を変更して新たに発足したのだが、今言った社会教育施設という枠にとらわれ制約があるからということで博物館法とは関わりのないものに「博物館法にもしぼられることなく、極めて特殊なステイタスのもとにこれから活動を続けていく」としている⁶⁾。

3. 博物館法の効用

博物館法は、見直しの必要がある、と決め付けてしまったが、それではそんなにだめなのか、というと、そうでもなくて評価できるところもあるようだ。その根拠を数字を上げて少し示してみよう。

文部省の社会教育調査の統計では、昭和61年度から類似施設も調査し始めたので、そこからしか比較ができない。つまりそれまでは、文部省の博物館行政には類似施設としてまとめられたものは視野には全く入っていなかったといえると思うのだが、まず平成4年度の統計で、施設の規模として博物館の建物面積は、1館あたりの平均で見ると登録施設が2,885.6m²、相当施設は4,146.1m²、類似施設は1,327.5m²と、類似施設は登録施設の半分以下である。類似施設の中には先程あげた大規模なところが入っているにもかかわらずである。次に内部の施設のうち、車椅子等への対応のためのスロープの設けられているところは、登録施設では49.4%、相当施設46.4%、類似施設は36.3 %、身障者用トイレは、登録施設が55.4%、相当施設は48.9%、類似施設では35.5%に設置されている。活動面で、講座や講演会などの諸集会は登録施設では75.9%、相当施設で57.7%、類似施設では37.9%で実施していた（第二

第二表 平成4年度の博物館の施設等設置状況⁷⁾

	登録施設	相当施設	類似施設
一館当り建物面積	2,885.0	4,146.1	1,327.5
スロープ設置状況	49.4 %	46.4 %	36.3 %
身障者用トイレ	55.4 %	48.9 %	35.5 %
諸集会の実施	75.9 %	57.7 %	37.9 %

一館当り建物面積の単位はm²

表)。ここでみた三つの項目は登録・相当・類似施設間に違いが比較的に見られるものを上げてみた。そして博物館という機関がきちんと動き活動し社会の中で期待された役割を果たしていくために一番肝心なことは、施設・設備もさることながら有能な学芸員の存在が重要なのであるが、この配置状況を最近3回の社会教育調査で見よう。平成4年度は登録施設では平均3.04人、相当施設では1.91人、類似施設には0.37人の学芸員がいる（ここで言う学芸員とは、学芸員と学芸員補を合わせたもの）（第三表）。

第三表 学芸員数の変遷^{a)}

	昭和61年度	平成元年度	平成4年度
登録施設	1,430 (2.79)	1,617 (2.88)	1,879 (3.04)
相当施設	513 (2.29)	486 (2.05)	463 (1.91)
類似施設	495 (0.31)	774 (0.36)	1,041 (0.37)
合 計	2,438 (1.05)	2,877 (0.97)	3,383 (0.91)

専任の学芸員と学芸員補を合せた数
() 内は一館当りの数

本来学芸員というのは登録博物館の専門的職員を指す語なので厳密な意味では類似施設には学芸員はいないはずである。しかし、江戸東京博物館のように、内部で学芸員という職名を専門的職員にあてているところもあるので、ここでは専門的職員について学芸員ということで統計が取られていると理解しておこう。

全体としてみたときには類似施設まで含めたいわゆる博物館には専門的職員は1人いるかいらないか、というところだが、その一方で、登録施設では学芸員の数は段々ふえてきている。登録、というしほりがあるところは十分ではないにせよ少しずつ増えている。しかし類似施設も含めて全体としてみると人手不足は一層ひどくなっている。登録施設の3人程度というのが十分な数とはとうてい言えないだろうけれど、なお一層ひどい状況なのが類似施設で、名

前だけ博物館と名乗りながら学芸員など配置されていないという状況が見える。3館に1館しか、しかもその1館に1人だけしか配置されていないという状況を示す数字である。3館に1人、つまり3分の1程度の類似施設に学芸員がいるということ、この3分の1というのは、さきほどのスロープや身障者用トイレの設置状況や、集会活動の実施状況の数字とほとんど同じで、類似施設の中でも3分の1程度は登録施設になりうる、言い換えると積極的に登録施設とならないたぐいのところか、と思える。

このように見てくると、博物館の水準の向上には博物館法というのは今までのところ一定の効力をなおもっているのではないか、と思える。博物館法の制定当時に言われていた博物館の水準の向上に与える効果というのが、現在でも同じことが言えるようだ。さきほども触れたが、外から見ると、つまり博物館の利用者から見るとその博物館が登録施設だとか類似施設だとかは関係ないわけである。そのことは施設ごとの博物館の入館者数の動向をみても分かる（第一表）。絶対数の違いはあるが、昭和61年度と平成元年度と平成4年度、それぞれ登録と相当合計では一館あたり16.6万人、16.7万人、16.0万人、類似施設では6万人、5.5万人、5.5万人となっていて、どちらのせいで全体が増えたとか減ったとかいう傾向はとくにない。

ある面ではザル法といわざるをえないようなものであっても、この法律のもとにあるのとならないのはこれだけ違いがあるのだから、この際、すべてを法のもとに置くようにする、というのも博物館を社会的な要請に応えるものとするためには一つの方法といえるのではないだろうか。文部省でも類似施設、などという言い方をしないで、またそういうカテゴリーを作らずにすべて法律上の博物館として位置付けさせ、またその名にふさわしくないもの、さきほどの数字でもみたように現在の類似施設のうちの3分の2くらいのところは施設・活動面でも不十分なのが窺われるから博物館とは名乗らせない、とするような方向も考えられなければならないのではないか。それには登録することのメリットをはっきりさせることが一つの方法である。税制面でも、必要な物資の購入に当たっても然りで、一番肝心なのは人件費への配慮ではないだろうか。地域における生

生涯学習の中核的な拠点、と言われてもそれを実現していくには人的資源の確保ができなければいかんともし難い。人的資源というとすぐにボランティアの活用、となりがちであるが、そうではなくて、博物館の専門的職員である学芸員を確保することである。生涯学習の場としてこれも重要な位置にある学校教育には職員の人件費は国によって補助されている。学校教育との連携がうたわれ、考えようによっては学校教育よりもっと広いところで教育・学習にかかわらなければならない博物館の職員についても同じ考え方、いやもっと広い考え方のもとに対応してくれなければならないのでは、と思う。補助金を出せ、ということで行政改革に逆行する、といわれるかもしれないが、行政改革というのはいらないところ、むだなところをやめる、そして本当に必要なところをより充実させていくことだと思う。学芸員の配置についても学校と同じような採用と配置の仕方、考え方と工夫はできないものだろうか⁹⁾。

4. 博物館の「個性化」

以上見てきたように、博物館全体への期待として生涯学習社会の拠点的存在、という考え方があり、その実現がめざされている。ではそれに応じて、個々の博物館はどう対応していくことができるのか、ということなのだが、これはまず、個性化、ということではないかと思う。日本中に3,704もある、これは別の数え方をすると6,000にもなるというのであるが、そういう状況の中であの町にもこの町にも博物館や資料館があって展示をはじめとする活動をしている、というある意味ではとてもぞましい状況になってきている。そんな博物館が、展示も含めてどこでも同じようにみえてしまうことがある。そうはいっても、建物一つとっても建築家が腕をふるった、その地域のランドマークともなるような個性的なものもあってどれも違うし、当然その中の展示室に並べられている資料もそれぞれの地域に特有の地域の特色を示すものであって、展示にも工夫が凝らされているわけである。どこも同じであることは決してないはずだ。それでもどこも同じようにみえてしまうのはどうしてだろうか。並べられている資料は全然別のものであっても、それで表現しようとしている手法が似ていたり、もしかしたらそれらを展

示する考え方も同じなのかもしれないということを感じるのだが、いかがだろう。もちろん地域の博物館ということになれば同じような資料で同じような内容になってしまうのは仕方がないのかもしれないが、資料に対する厳密な研究としっかりとした計画に基づく資料の収集がはかられることによって同じような資料を展示しても個性化は可能になるはずである¹⁰⁾。また最近の博物館の展示室では、積極的にジオラマやレプリカを作成して展示資料とし、説明しやすくかつ分かりやすく、という展示が主流である。分かりやすいことは当然であるが、どこでも同じような、というのはこの点でも当てはまる。発掘調査され保存が決まった遺跡でも建物などはなるべく復元して立体的にして人々の視覚的な理解を助けるというのが最近の傾向のようだ。文化庁のすすめる「ふるさと歴史の広場」の事業の中でも、「遺構全体模型の設置」や「ガイダンス施設の建設」などと並んで「歴史的建造物の復元」が補助対象としてあげられている¹¹⁾し、平城宮跡では、朱雀門の復元が始まっている。しかし、外国の大きな博物館を訪れてもよく感ずることであるが、博物館の展示の原点は実物資料の持つ迫力を伝え、資料そのものによってある種の感動を与えることではないだろうか。これは博物館の規模の大小には関係はない。先程触れた社会教育分科審議会の報告の中には「情報化の進展の中で実物資料に身近に触れることができる博物館の意義」が上げられている。資料を使って何かを説明しようとするにばかり走ってしまうから、レプリカもたくさん必要になるし、そうなれば苦勞して実物を収集しなくても作れば済むということにもなりかねない。資料を使ってではなく、資料そのものを伝えること、そしてそのためには資料に関する十分な研究が必要になる。展示室は資料を展示することによってその博物館の学芸員の研究の成果が見られる場であってほしいし、当然学芸員はそのような意味での研究や収集に当たるはずである。博物館が個性を発揮するまず最初の場合は展示室であって、それを支えるのはまず学芸員の研究成果であると考え。個性化の第一歩はやはり学芸員そのものの存在に戻ってしまう。現状の学芸員の配置状況と勤務形態のなかで、どこまで学芸員に求めることができるのだろうか¹²⁾。

注

- 1) 「社会教育調査報告書」平成5年度
- 2) 「社会教育調査報告書」昭和62年度・平成2年度・平成5年度版により作成
- 3) 長谷川裕恭 1996「社会教育主事、学芸員及び司書の養成・研修の改善措置等について」社会教育 1996-10
「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について」同上書
- 4) 鷹野光行 1997「博物館法施行規則の改正について」
(全日本博物館学会ニュース No. 42 1997年2月)
- 5) 3) に同じ
- 6) 「第43回全国博物館大会報告」博物館研究 Vol.30 No.12
- 7) 2) に同じ
- 8) 2) に同じ
- 9) 鷹野光行 1996「学芸員をめぐる課題－解決への方策を探りながら－」博物館実習報告第11号 お茶の水女子大学学芸員課程委員会
- 10) 相模原市立博物館の「地域と農具」の展示
- 11) 鷹野光行 1992「遺跡の整備・活用について－タイにおける事例を中心に－」お茶の水女子大学人文科学紀要第45巻
- 12) 以上は1996年12月15日に行われた相模原市立博物館での「博物館の現状をめぐって」と題する講演の際の資料をもとに大幅に加筆したものである。このような機会を与えていただいた同博物館浜田弘明氏に感謝の意を表する。

(1997年1月11日)